

議案第78号

宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立人権文化センター条例(平成14年条例第27号)新旧対照表

現行	改正案
(設置) 第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、 <u>すべて</u> の人びとの人権が保障され、互いに尊ぶ 合うことのできる人権文化の創造と推進を 図るため、宝塚市立人権文化センター(以下 「人権文化センター」という。)を設置する。	(設置) 第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、 <u>全て</u> の人びとの人権が保障され、互いに尊ぶ 合うことのできる人権文化の創造と推進を 図るため、宝塚市立人権文化センター(以下 「人権文化センター」という。)を設置する。

(現行)

別表(第6条関係)

(1) 宝塚市立くらんど人権文化センター使用料

使用区分 使用施設	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用 料
	午前9時～正 午	午後1時～午 後3時	午後3時15分 ～午後5時15 分	午後6時～午 後9時	
<u>和室3</u>	<u>700</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>300</u>
<u>調理室</u>	<u>200</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>100</u>

備考 (略)

(2)・(3) (略)

(改正案)

別表(第6条関係)

(1) 宝塚市立くらんど人権文化センター使用料

使用区分 使用施設	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用 料
	午前9時～正 午	午後1時～午 後3時	午後3時15分 ～午後5時15 分	午後6時～午 後9時	
<u>調理室</u>	<u>200</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>100</u>
<u>中ホール</u>	<u>700</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>300</u>

備考 (略)

(2)・(3) (略)